

■ 変動金利型定期預金 [単利型]

2020年4月1日 現在

商品名		変動金利型定期預金 [単利型]
販売対象		法人および個人の方。
期間		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1年、2年、3年 ・ 満期日指定方式 1年超3年未満 ・ 預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）をご利用いただけます。
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	1千円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息	適用金利	<p>預入日から6ヶ月間は預入時における当組合大口定期預金、スーパー定期預金6ヶ月ものの金利（指標金利）に上乗せ金利を加算した利率を適用します。以後6ヶ月ごとにその時点における指標金利に基づき同様の方法により適用利率を変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 300万円未満 スーパー定期6ヶ月300万円未満の利率（指標金利）＋上乗せ金利 ◆ 300万円以上1000万円未満 スーパー定期6ヶ月300万円以上の利率（指標金利）＋上乗せ金利 ◆ 1000万円以上 大口定期6ヶ月1000万円以上の利率（指標金利）＋上乗
	利払方法	<p>預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から半年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算いたします。</p> <p>※中間利払が支払われた後、満期前中途解約を行った場合、支払済の中間払利息が中途解約時支払利息を上回ることがあります。 このような場合、中途解約時に支払済中間</p>
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）となります。 ・ 法人…総合課税
手数料		—————
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・ 本預金はマル優対象商品です。

	受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。